

滋賀県行政経営方針

～ 対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現 ～

平成 27 年(2015 年) 3 月

滋 賀 県

はじめに

本県では、平成7年12月に「滋賀県行政改革大綱」を策定して以降、数次にわたる行財政改革の取組の中で、財政健全化の推進や、簡素で効率的な行政体制の整備、外郭団体や公の施設の見直しなど、持続可能な行財政基盤の確立に向けた取組のほか、多様な主体との協働や地方分権改革の推進など、行政サービスの向上や県の自主性・自立性を高めるための取組を推進してきました。

こうした取組等により、県の財政状況は、改善の兆しが見え始めており、行政体制の効率化や外郭団体や公の施設の見直しなど量的な改革についても、確実に成果が表れてきていますが、その一方で、人口減少や少子高齢化の進行、地球温暖化、異常気象による災害、公共施設の老朽化など、今なお解決すべき多くの行政課題に直面しています。

特に、人口減少・少子高齢化の問題は、国・地方が総力を挙げて取り組むべき重要な課題となっており、これまで人口増加県であった本県も、平成26年10月1日現在の推計人口が前年同月比で48年ぶりの減少となり、いよいよ人口減少局面に入ったと推測されることから、少子高齢化の進行と併せて、県の財政面への影響や地域活力の低下など様々な問題の発生が懸念されるところです。

こうした困難な課題を県民の皆さんと共有し、ともに乗り越えていくためには、納税者・生活者の視点に立ち、「開かれた県政」のもとで、県民の皆さんとの対話を重ね、共感を広げ、協働へとつながる県政を推進するとともに、住民に最も身近な市町との連携や、NPO・企業・大学などの多様な主体との協働、さらには、関西広域連合ならびに中部圏・北陸圏との広域連携の取組を一層推進していく必要があります。

また、県における人員や財源に限りがある中、最少の経費で最大の効果を上げるためには、「攻め」「見える」「前向き」の3つの視点による行政経営のもとで、特に、人材や組織、施設など県の経営資源を最大限活かし、県庁力を高めていくことが求められます。

こうした認識のもと、「滋賀県基本構想」の実現を下支えし、施策の着実な推進を図るため、平成27年度から平成30年度までの滋賀県庁における行政経営の基本的な考え方と具体的な取組内容を定めた「滋賀県行政経営方針」を、滋賀県行政経営改革委員会からの答申も踏まえて、策定しました。

県政の主役は、県民の皆さんです。この方針のもとで、「対話と共感、協働で築く県民主役の県政」を県民の皆さんと一緒に実現してまいります。

平成27年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

目 次

第1章	これまでの行財政改革の取組と成果	1
1	行政改革	1
2	財政構造改革	4
3	外郭団体および公の施設の見直し	5
第2章	県行政を取り巻く現状と課題	6
1	複雑化する行政課題や多様な行政ニーズへの的確な対応	6
2	地方分権改革への対応	6
3	質の高い県民サービスを提供できる行政の確立	7
	(1)人材・組織力の強化	
	(2)業務のさらなる効率化	
	(3)公共施設等の老朽化への対応	
	(4)持続可能な財政基盤の確立	
第3章	行政経営の基本的な考え方	10
1	方針の位置づけ	10
2	取組期間	10
3	経営理念	10
4	経営の基本的な視点	10
	(1)「攻め」の視点	
	(2)「見える」の視点	
	(3)「前向き」の視点	
5	経営方針	11
	経営方針1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携	
	経営方針2 地方分権のさらなる推進	
	経営方針3 質の高い行政サービスの提供	
第4章	推進方策	14
1	経営方針ごとの取組項目	14
	経営方針1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携	
	経営方針2 地方分権のさらなる推進	
	経営方針3 質の高い行政サービスの提供	
2	進行管理	29